

令和8年度 平塚市住居表示審議会

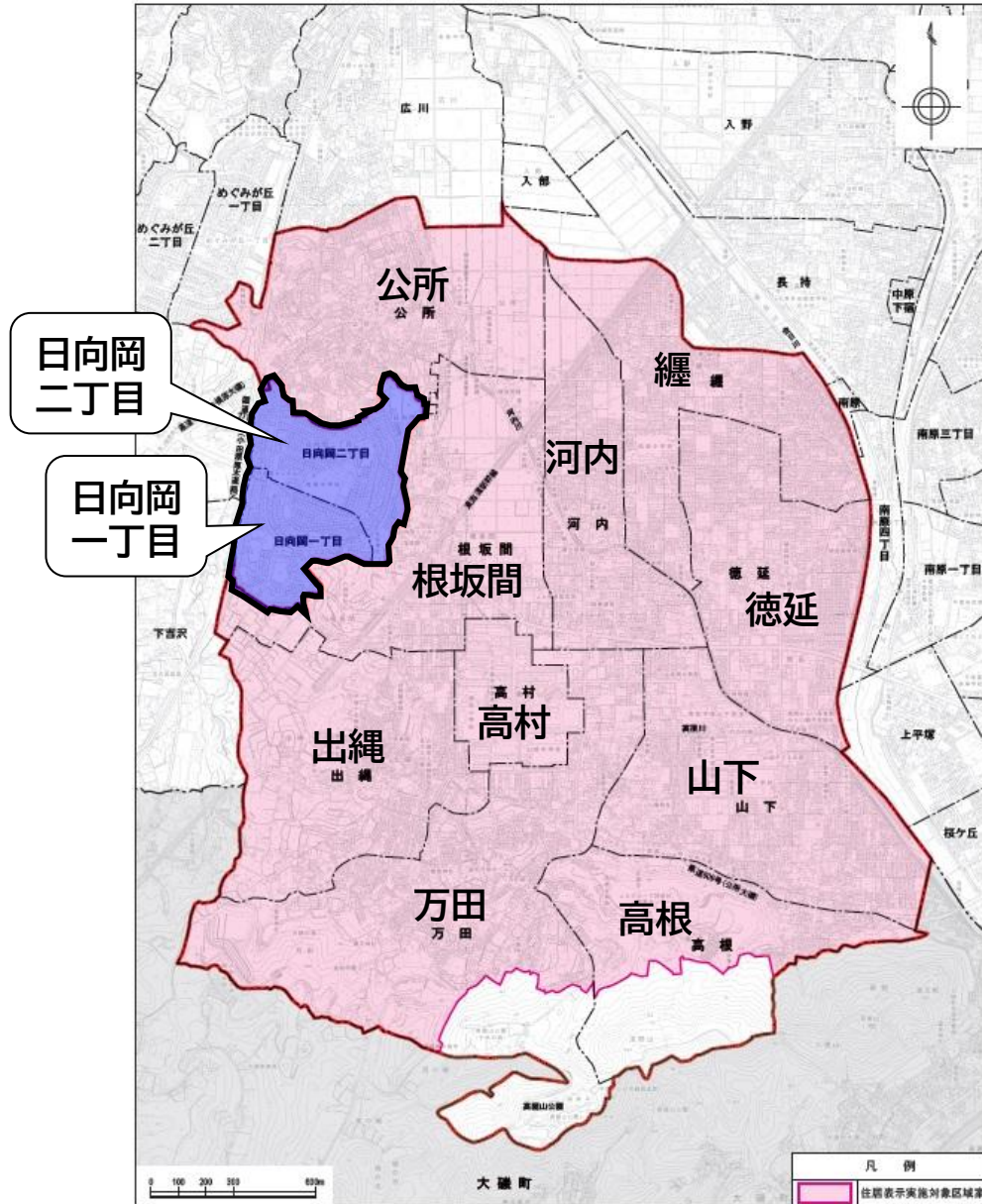
平塚市 都市整備部 都市整備課

諮問事項

旭地区第3次住居表示整備地区 (高村・出縄・根坂間・公所) について

- ・ 議案第1号: 「市街地区域の設定」
- ・ 議案第2号: 「住居表示の方法」

旭地区住居表示対象区域図（案）



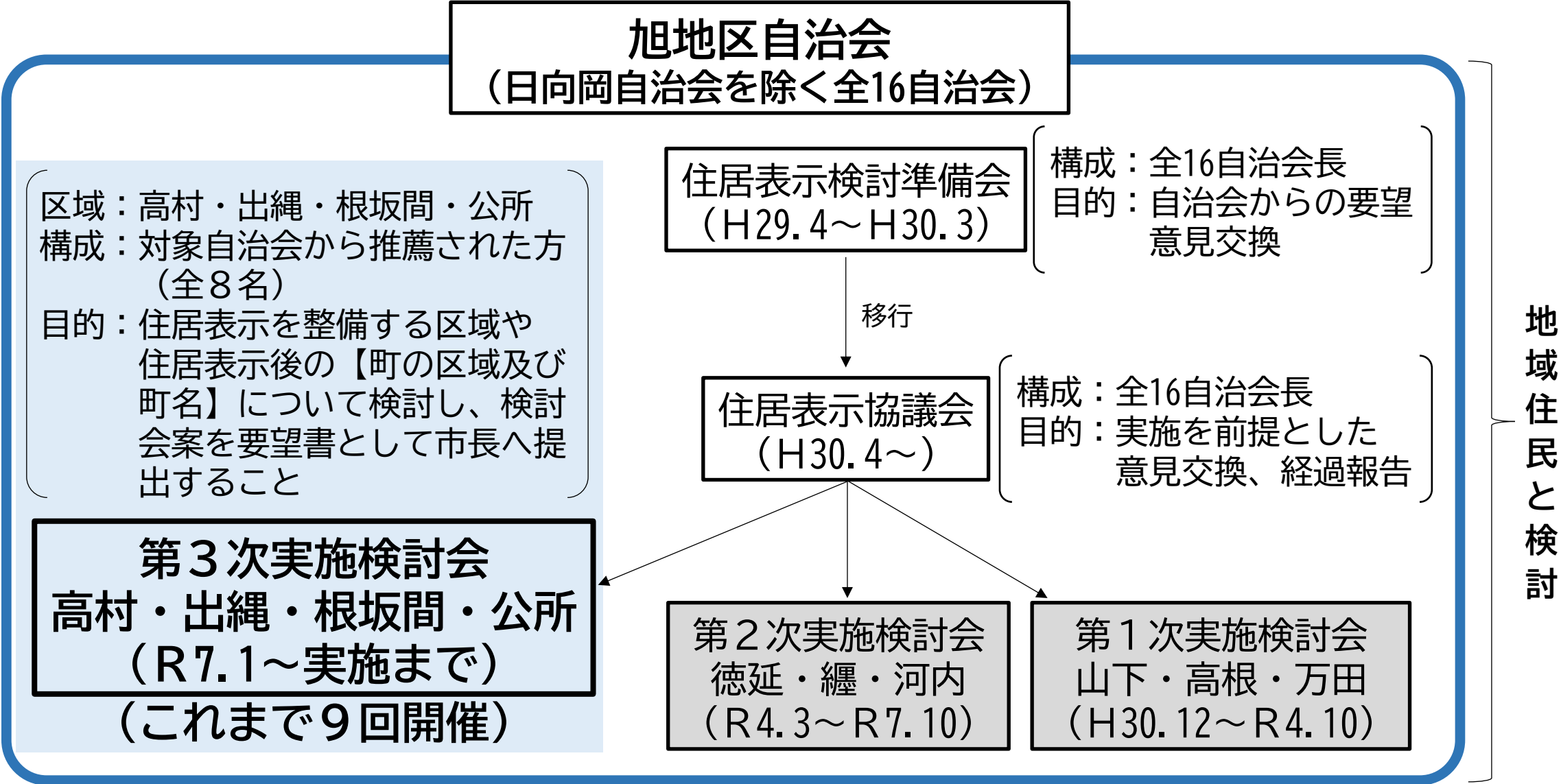
《旭地区の住居表示の経過》

- ① 平成8年度（2006年度）頃から住居表示の整備について、旭南、旭北の両連合自治会との検討を協議
- ② 平成29年度（2017年度）に16の自治会長で構成する検討準備会が組織され、検討を開始

→ 検討内容

対象区域は、整備済みの日向岡一丁目、二丁目を除く、**旭地区の10大字**とし、面積が広い**ため3回に分けて整備すること**

○住居表示の整備に伴う地域の検討体制



第3次住居表示整備地区
(高村・出縄・根坂間・公所)
令和10年度予定

第2次住居表示整備地区
(徳延・纏・河内)
(令和7年10月整備済)

旭地区住居表示整備スケジュール

	大字名	年度	備考
第1次	山下 高根 万田	令和4年(2022年) 10月17日(月) ※整備済	人口: 約13,500人 世帯: 約6,000世帯
第2次	徳延 纏 河内	令和7年(2025年) 10月14日(月) ※整備済	人口: 約14,100人 世帯: 約6,300世帯
第3次	高村 出縄 根坂間 公所	令和10年度 (2028年度) 予定	人口: 約10,200人 世帯: 約4,700世帯

第1次住居表示整備地区
(山下・高根・万田)
(令和4年10月整備済)

検討状況

(令和8年3月発行 大切なお知らせ 第3号)

令和8年3月発行

旭地区第3次住居表示実施検討会

住居表示に関する

大切なお知らせ 第3号

町の境界の変更にかかる 説明会を実施しました

平塚市では、「分かりやすく、訪ねやすいまちづくり」の実現を目指して、旭地区の住居表示を進めております。

旭地区第3次（高村・出縄・根坂間・公所）住居表示実施検討会では、住居表示を実施する範囲をまとめるにあたり、実施範囲の外周で町の境界変更により影響を受ける世帯へ説明会を開催しました。説明会後に改めて検討を行い、本検討会として実施区域を裏面の地図のとおりとしましたので、お知らせします。

今後も検討会ではそれぞれの町の区域と町名（案）の検討を重ねていきます。この検討内容は地域の皆様へ

「大切なお知らせ」で周知していきますので、
よろしくお願いいたします。



住居表示区域案

公所
日向岡
根坂間
高村
出縄

〇町の境界の一部変更が生じます

現在、検討会では左図の地域を旭地区第3次住居表示実施区域として検討を進めています。
なお、左図で示された3箇所の地域については、町の境が敷地内を縦断していることや民地の間が境になっているなど、分かりにくくなっています。
住居表示を機に町の境を整理し、将来的に分かりやすく、訪ねやすいまちづくりを進めるため、対象世帯については2月に説明会を実施しました。
説明会後に検討会で協議を行い、住居表示区域を左図のとおりとすることを決定しました。

旭地区住居表示に関する「大切なお知らせ」は定期的に発行・配付しています。また、平塚市ホームページでも大切なお知らせや住居表示に関する情報が確認できますので、ご利用ください。

↓ 平塚市ホームページ

令和8年3月
発行：旭地区第3次住居表示実施検討会
事務局：平塚市都市整備課
電話：21-8783（直通）
23-1111（代表） 内線2604

本日の審議会は、
赤く塗られた市街
地区域の設定につ
いて、諮問させて
いただきます。

検討状況

(令和8年7月発行

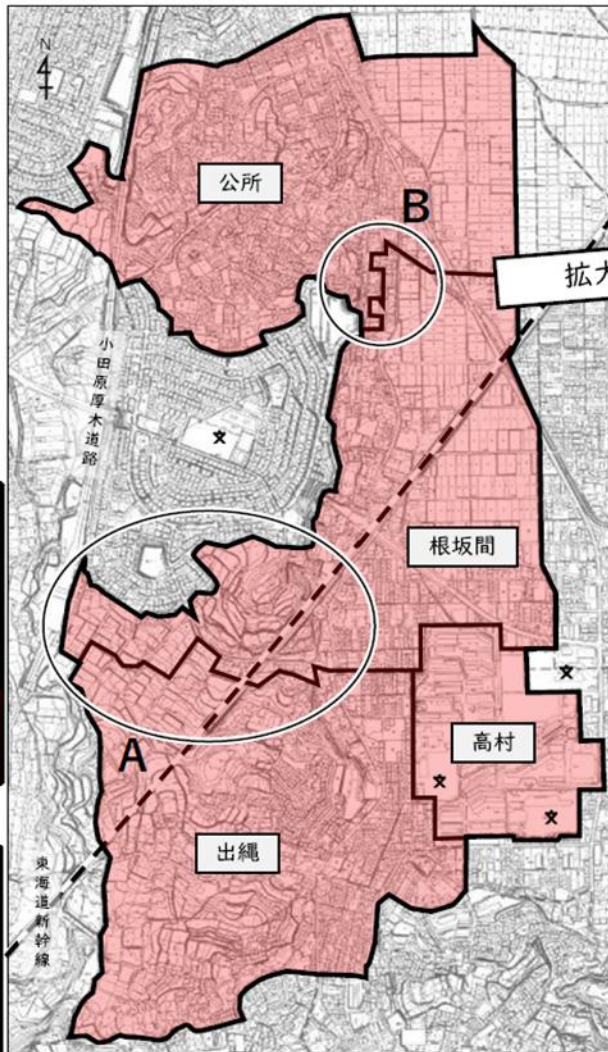
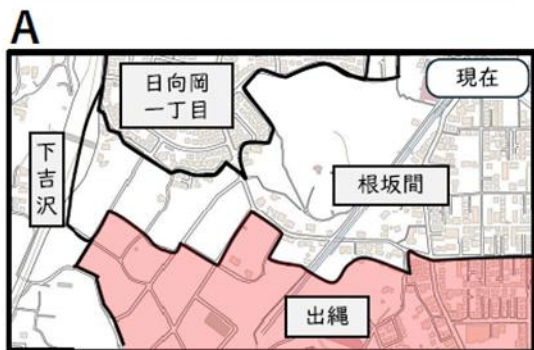
大切なお知らせ 第4号 抜粋)

○町の境界の一部変更を検討しました

町の境界の変更について

町の区域をより分かりやすくするため、右図のA Bの2か所について、町の境界の一部変更について検討し、町の境界の変更に伴い大字が変更となる方々には、6月に説明会等を行いました。

新しい町の境界に関するご意見は、令和8年7月31日(金)までに事務局までお寄せください。



拡大



現状では、大字界が道路等ではなく、民有地の上にあることなどから、町界の変更を検討しています。現在、説明会などを行い、検討を進めています。

これら町の区域設定は、次回の審議会で諮問予定です。

(事務局：平塚市役所都市整備課 電話 0463-21-8783)

諮問事項（再掲）

旭地区第3次住居表示整備地区 （高村・出縄・根坂間・公所）について

- ・ 議案第1号：「市街地区域の設定」
- ・ 議案第2号：「住居表示の方法」

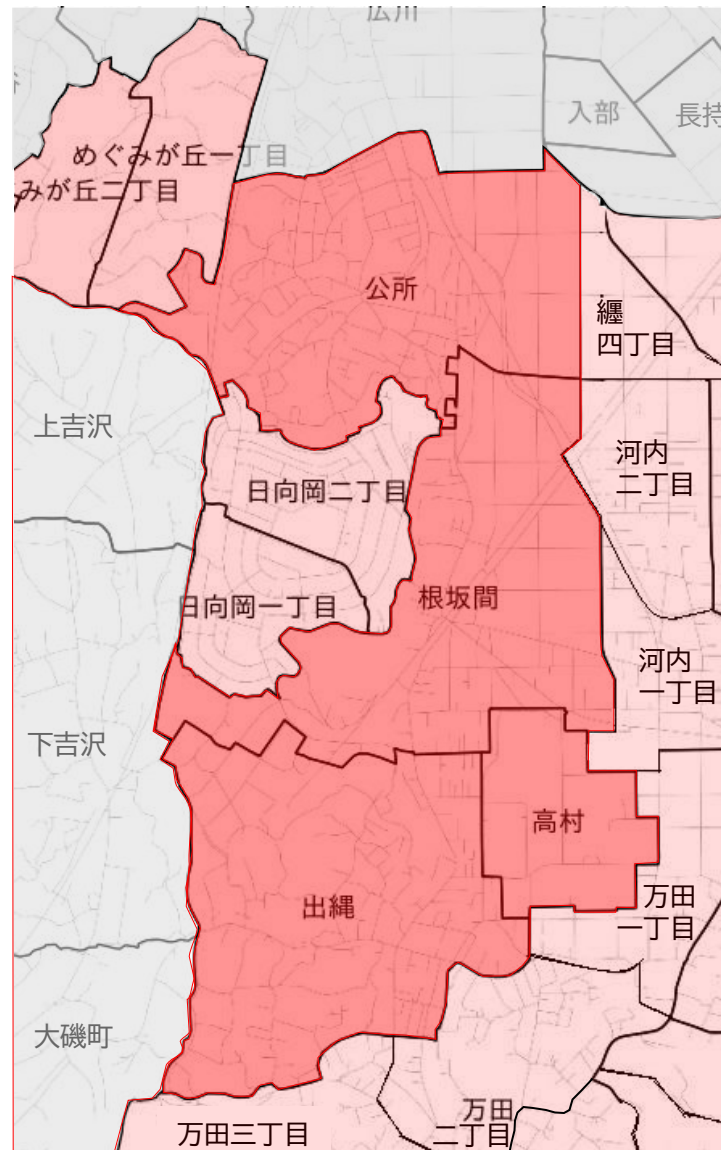
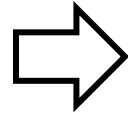
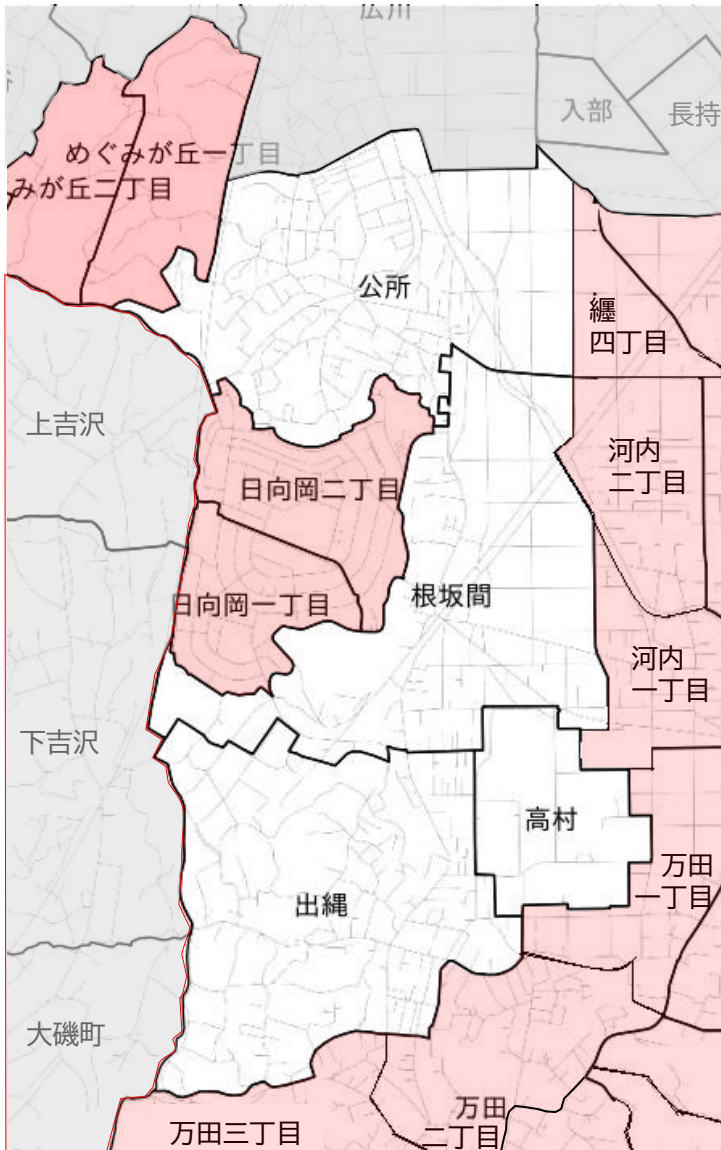
○住居表示に関する法律 (住居表示の実施手続き)

第3条第1項

市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

→本審議会であらかじめ 区域 と 方法 を諮問します。
(議案第1号) (議案第2号)

【議案第1号 市街地区域の設定】



市街地区域の設定

高村・出縄・根坂間・公所の**全域**を市街地区域とする。

※この区域には、市街化調整区域も含める。

→今後のわかりやすさを保つ目的から、旭1次、2次両地区同様、同一町内に住居表示の未整備区域はつくらない。

○住居表示に関する法律（再掲） （住居表示の実施手続き）

第3条第1項

市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

→本審議会であらかじめ 区域 と 方法 を諮問します。
（議案第1号） （議案第2号）

【議案第2号 住居表示の方法】

○住居表示に関する法律（抜粋）

（住居表示の原則）

第2条

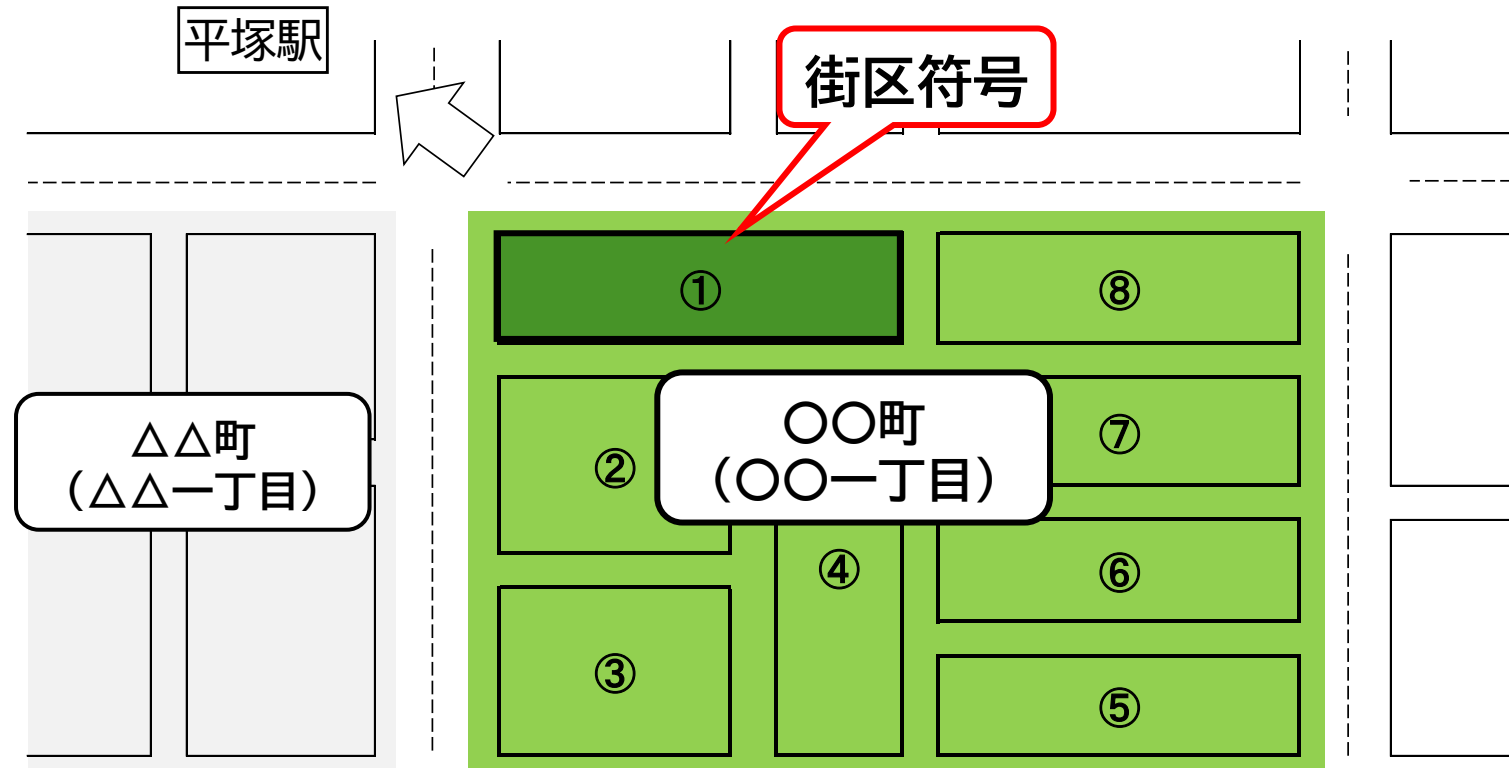
市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所を表示するには、（中略）街区方式、道路方式のいずれかの方法によるものとする。

【議案第2号 住居表示の方法】

1. 街区方式とは・・・

既存の道路や河川等の恒久的な施設等で区画し、ひとつの街区とします。
街区の大きさは、概ね3,300～6,600㎡（0.3～0.6ha）です（要綱による）。

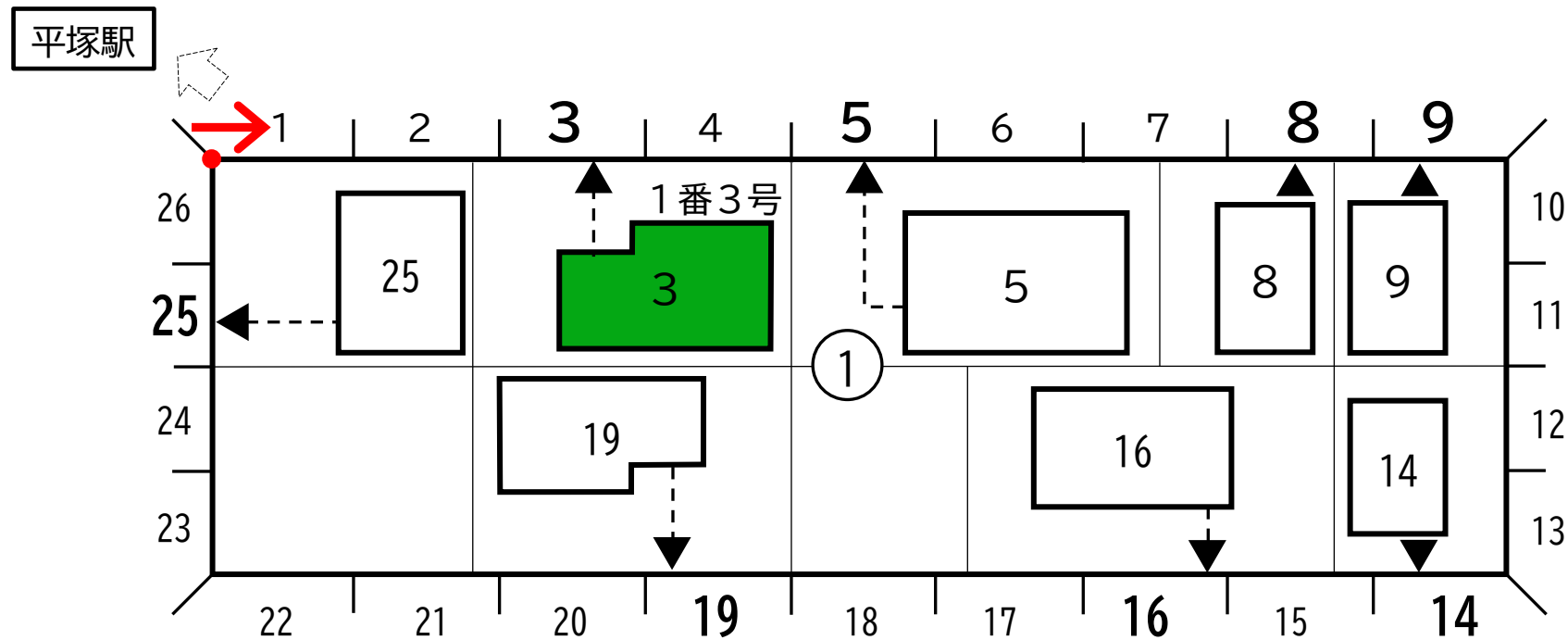
なお、基準位置の平塚駅に最も近い街区から、順に街区符号（〇〇番）をつけます。



【議案第2号 住居表示の方法】

1－2. 街区方式による「住居番号（○番■号）」の考え方

住居番号（○番■号）は、基準位置となる平塚駅から最も近い角を起点に、右回りに10m間隔程度で付番した基礎番号（フロンテージ）をあらかじめ街区全てに設けます。つぎに、現状ある建物の主な出入口（下図：▲）と道路が接する番号を住居番号します。



【議案第2号 住居表示の方法】

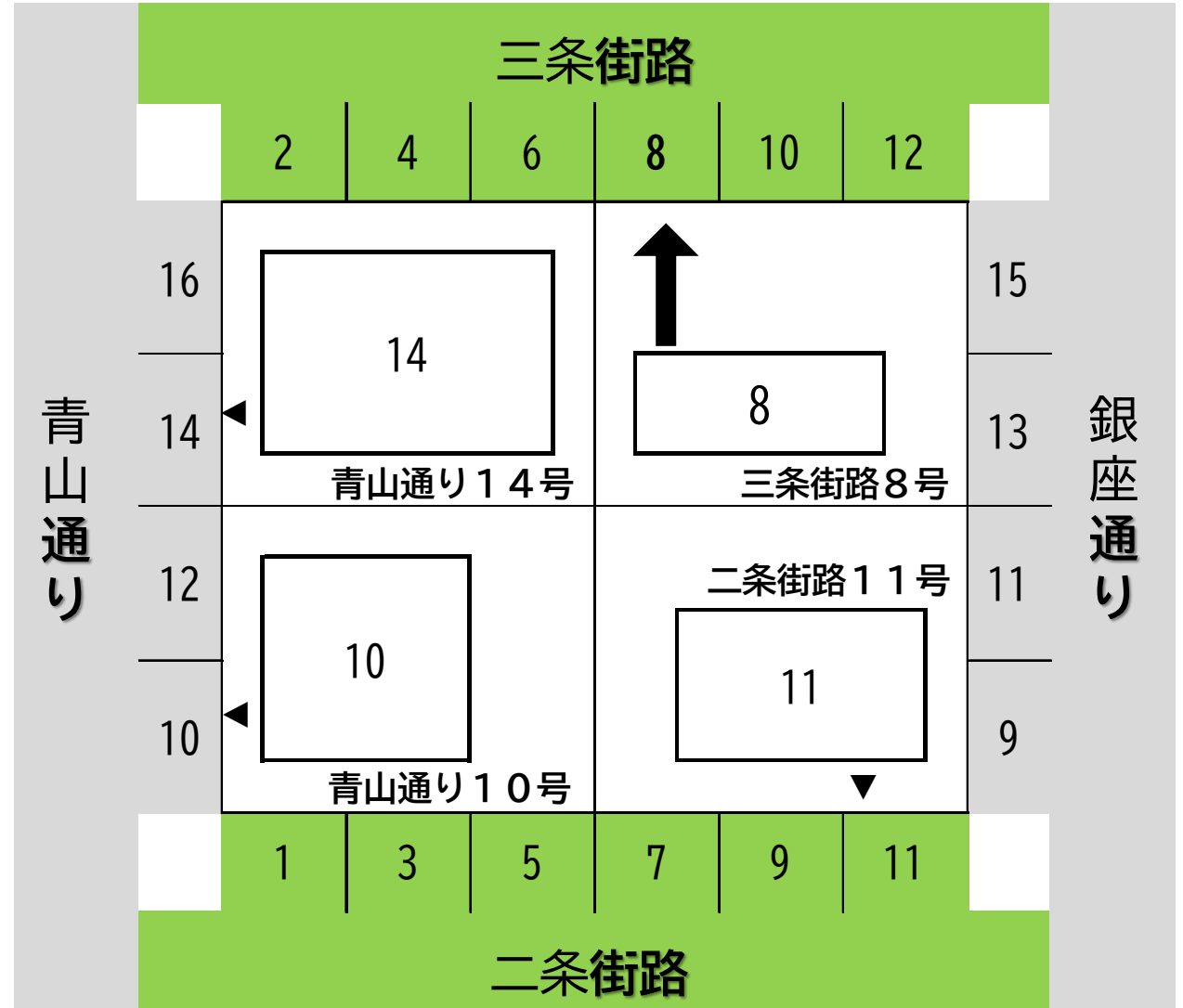
2. 道路方式とは・・・

隣接した道路で区分し、道路の名称を冠して住居番号をつけます。

例

- ・東西道路を●●街路
- ・南北道路を◆◆通り
- ・番号は、東側を偶数、西側を奇数とする方法がある。

欧米等の海外で見られる方式ですが、国内の採用事例はほとんどありません。



【議案第2号 住居表示の方法】

○住居表示に関する法律（抜粋）（再掲）

（住居表示の原則）

第2条

市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所を表示するには、
（中略）街区方式、道路方式のいずれかの方法によるものとする。

※平塚市住居表示整備事業実施要綱第3
条にて、平塚市は、街区方式と定めている。

諮問事項

平塚市住居表示審議会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

議案第1号：「市街地区域の設定」

【諮問文】

議案第1号「市街地区域の設定」について(諮問)

議案第2号：「住居表示の方法」

【諮問文】

議案第2号「住居表示の方法」について(諮問)

■ その他

(1) 旭地区第 3 次住居表示の 今後のスケジュール

【今後のスケジュール（予定）】

令和8年度 (2026年度)	本日	住居表示審議会 市街地区域の設定、住居表示の方法 諮問
	1 2 月	議会へ上程 市街地区域の設定、住居表示の方法
令和9年度 (2027年度)	6 月 ～ 7 月	住居表示審議会 町の区域及び町名、期日 諮問
	8 月	案の公示 町の区域及び町名、期日 （変更請求期間 3 0 日）
	1 2 月	議会へ上程 町の区域及び町名、期日 諮問
令和10年度 (2028年度)	秋ごろ	住居表示